

【 ① 令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 】

令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書					
所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 男・大・昭 平・令	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。) <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">扶</div>
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	あなたとの続柄	

- この書類は、「令和3年分」= 来年の状況(見込み)をご記入いただく書類です。
- 配偶者の方やご家族の収入をご記入いただく箇所は、来年の見込みをご記入ください。
- 一方、年末調整は「令和2年分」の所得税の精算をする手続きです。
- そのため、次のように「令和2年(今年)」と「令和3年(来年)」の状況が変わる方は、必ず、お知らせください。(メモや付箋等で構いません)
 (配偶者やご家族が)今年フルタイムで勤務をしており、年収は150万円超。ただし来年はパートタイムに変更し、年収が150万円以下となる予定。
 ⇒ 【 ③ 配偶者控除等申告書 】に、令和2年の年収をご記入ください。

 (ご両親が)来年から年金収入のみ要件を満たすため、扶養家族となる。ただし、今年年間150万円超の給与収入があり、扶養家族ではない。
 ⇒ 「令和2年は扶養家族に該当しない」旨を、必ずお知らせください。
- **正しくご記入いただかなければ、正しい所得税額計算ができません。ご不明な点は、必ずお問い合わせください。**
 (所得税額が多くなってしまうことや、誤って控除を適用した場合、後日改めて追加納付をしていただくことが考えられます。)

* 記入方法のご質問等について *

みやぎ税務会計事務所 電話:048-799-3691 FAX:048-799-3692
 Eメール: miyagitax@tkcnf.or.jp
 (必ず御社名をお伝えください。御社の担当者に対応いたします。)

具体的な記載方法は2ページ目です↓

*** ご自身やご家族の「個人番号」について ***

昨年以前に、御社へ年末調整書類をご提出いただいた方で

ご記入いただいている方は記載不要です。(不明な場合は、ご記入をお願いします。)

ご自身の情報をご記入ください。ご捺印も忘れずをお願いします。
「住所」…令和3年1月1日時点でお住まいのご住所です。

令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

(フリガナ) あなたの氏名 〇 〇 〇 〇 〇 〇		あなたの生年月日 〇 〇 年 〇 月 〇 日		扶 (扶養控除等申告書の提出に際しては、この欄を付けてください)
あなたの個人番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		あなたの住所 (郵便番号)		
あなたの住所又は居所		配偶者の有無 有・無		

かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	個人番号	あなたの氏名	生年月日	扶養親族の種類	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	
控除対象扶養親族(16歳以上)(平18.1.1以後生)	1			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	
	2			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	
	3			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	
	4			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	

<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 寡婦	<input type="checkbox"/> ひとり親又は勤労学生
障害者(注2) 一般の障害者 (A) 特定障害者 (A) 氏別特別障害者 (A)	寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親	勤労学生 <input type="checkbox"/> 勤労学生

上の該当する項目及び欄にチェックを行い、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和3年中の所得の見積額が90万円以下の人)に限り、(と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。))で、令和3年中の所得の見積額が90万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。))で、令和3年中の所得の見積額が90万円以下の人をいいます。

控除を受ける者の所得者			控除を受ける者の所得者		
氏名	あなたの氏名	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたの氏名

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平18.1.2以後生)				

「A 源泉控除対象配偶者」欄
来年(令和3年)の給与収入が150万円以下となる予定の配偶者の方がいる場合は、こちらに配偶者の方のお名前・生年月日をお願いします。

「B 控除対象扶養親族」欄
16歳以上のご家族 = 平成18年1月1日以前生(来年(令和3年)の給与収入が103万円以下となる予定の方)がいる場合は、こちらにお名前・生年月日をお願いします。
(ご両親などを扶養対象とする場合の年金収入の目安は、3ページ目をご確認ください。)

来年(令和3年)の給与収入見込み額から55万円を引いた額を記入してください(予定額で構いません。マイナスの場合は「0」)。
例) 年収見込みが100万円の場合: 100万円 - 55万円 = 45万円と記入

扶養されるご家族の区分に応じて〔レ〕を入れます。
「同居老親等」…同居している直系尊属(※)の場合
「特定扶養親族」…ご家族が年齢19歳以上23歳未満(平成11年1月2日～平成15年1月1日生)の場合

(※)直系尊属
ご自身もしくは配偶者の方の父母・祖父母が該当します。

「C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄
ご自身が障害者、扶養するご家族に障害者の方がいる方、シングルマザー(ファザー)の方は、3ページ目を参考に記入してください。

「16歳未満の扶養親族」欄
平成18年1月2日以後生のご家族がいる場合、こちらにお名前・生年月日をお願いします。

* 記入方法のご質問等について *
みやぎ税務会計事務所 電話: 048-799-3691 FAX: 048-799-3692
Eメール: miyagitax@tkcnf.or.jp
(必ず御社名をお伝えください。御社の担当者が対応いたします。)

★「控除対象扶養親族」欄について ～ 年金収入のある方を扶養されている場合

(65 歳未満) 公的年金等の収入が 108 万円以下の方は、「控除対象扶養親族」に該当します。
令和3年中の所得の見積額は「年金収入－60 万円」の額をご記入ください。

(65 歳以上) 公的年金等の収入が 158 万円以下の方は、「控除対象扶養親族」に該当します。
令和3年中の所得の見積額は「年金収入－110 万円」の額をご記入ください。

★「障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄について

<input type="checkbox"/> 障害者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。) 障害等級や交付を受けている手帳の種類など、障害者に該当する事実をご記入ください。配偶者もしくは扶養親族の場合にはお名前もお願いします。 (控除額を正しく計算するために必要な情報です) (注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和3年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配 支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専 所得の見積額が48万円以下の人をいいます。																																																																												
	上	の	該	当	す		る	項	目	及	び	欄	に	チ	ェ	ク	す	け、()	内	に	は	該	当	す	る	扶	養	親	族	の	人	数	を	記	入	し	て	く	だ	い	ま	す。																																								
	ご	自	身	が	障		害	者	の	場	合	(ど	ち	ら	か	に	チ	ェ	ク)	配	偶	者	も	し	く	は	扶	養	親	族	の	方	(令	和	3	年	中	の	所	得	の	見	積	額	が	48	万	円	以	下)	が	障	害	者	の	場	合	(い	ず	れ	か	に	チ	ェ	ク	・	扶	養	親	族	の	場	合	は	人	数	も	記	入)
	①	現	在	、	婚		姻	し	て	い	な	い	。	令	和	3	年	中	の	給	与	収	入	見	込	み	が	事	実	婚	の	相	手	は	い	な	い	⇒	<input type="checkbox"/>	ひ	と	り	親	に	チ	ェ	ク																																			
②	所	得	の	見	積	額	が	48	万	円	以	下	の	子	を	有	す	る	。	6,777,778	円	以	下	(※)	事	実	婚	の	相	手	は	い	な	い	⇒	<input type="checkbox"/>	寡	婦	に	チ	ェ	ク																																								

ご自身が障害者の場合 (どちらかにチェック)
 配偶者もしくは扶養親族の方 (令和3年中の所得の見積額が 48 万円以下)が障害者の場合 (いずれかにチェック・扶養親族の場合は人数も記入)

(ひとり親)	① 現在、婚姻していない。	令和3年中の給与収入見込みが 6,777,778 円以下(※)	事実婚の 相手はいない	⇒ <input type="checkbox"/> ひとり親 にチェック
	② 所得の見積額が 48 万円以下の子を有する。			
↑①と②のどちらにも該当する方が対象です。				

(寡婦) * 女性のみ	① 夫と離婚した後、婚姻していない。+ 扶養親族がいる。	令和3年中の給与収入見込みが 6,777,778 円以下(※)	事実婚の 相手はいない	⇒ <input type="checkbox"/> 寡婦 にチェック
	② 夫と死別した後、婚姻していない。			

・(ひとり親)に該当する場合は、(寡婦)とはなりません。
 ・(※)令和3年中の所得の見積額 500 万円以下が要件です。給与収入のみの場合は 6,777,778 円以下となります。給与収入以外の予定がある方はお問い合わせください。